

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

目次

【1. 申請について】

問1	申請場所、申請方法について伺いたい。	3
問2	申請書類はどこで手に入るのか。	3
問3	申請期間を教えてください。	3
問4	収入確認書類とは、具体的に何が必要か。	3
問5	新型コロナウイルス感染症にかかる他の給付金、貸付、融資なども、 申請時の収入月額や預貯金額の対象となるのか。	4
問6	減収前と直近の収入の比較は、具体的にどの月の収入を見るのか。	4
問7	減収幅の基準はあるのか。	4
問8	収入・資産確認書類がない場合は申請できるのか。	4
問9	離職して収入がない場合は申請できるのか。	5
問10	申請は誰が行うのか。	5
問11	申請は必ず窓口に行かないとできないのか。	5
問12	予約方法について教えてください。	5
問13	電話がない場合の予約方法について教えてください。	5
問14	生計同一とはどのような場合をいうのか。	5
問15	年金受給者は申請できるのか。	6
問16	年金と給与収入がある場合、給与は総支給額で見ることとなっているが、 年金については総支給額と振込額のどちらで申請するのか。	6
問17	給与収入の中に交通費（通勤手当）が含まれているが、申請時の取り扱いは どうなるのか。	6

【2. 給付対象者について】

問1	給付の対象者について教えてください。	7
問2	ひとり親世帯臨時特別給付金を申請中だが、生活支援臨時特別給付金の 給付が受けられるのか	7
問3	本市に居住しているが住民票がない場合、申請は可能か。	7
問4	外国人は給付対象となるのか。	8
問5	生活保護申請中だが、本給付金は給付対象となるのか。	8
問6	一時的に収入があり収入基準を超えた場合、申請はできないのか。	8
問7	<u>令和2年度に生活支援臨時特別給付金を受給したが、令和3年度は 再度申請できるのか。</u>	<u>8</u>
問8	<u>令和2年度にひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を受給したため、本給付金の 給付対象とはならなかったが、令和3年度は給付対象となるのか。</u>	<u>8</u>

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

【3. 給付について】

- 問1 給付の方法について教えて欲しい。 9
- 問2 申請後、どの程度の期間で給付されるのか。 9
- 問3 給付額を教えてほしい。 9
- 問4 問3の中で「一定の障がい」とはどの程度を指すのか。 9
- 問5 通帳がない場合の取り扱い。 9

【4. 審査について】

- 問1 新型コロナウイルスの影響による減収かどうかの判断について教えて欲しい。 10
- 問2 収入を証明する書類がない場合はどうしたらよいか。 10
- 問3 個人事業主の場合、収入はどのように計算したらよいか。 10
- 問4 収入には、特別定額給付金も含まれるか。 10
- 問5 収入には、学生のアルバイトなども含まれるか。 10
- 問6 小さい子どもの通帳にある預金も資産として計算するのか。 10
- 問7 住所は同じだが、住民票上別世帯である場合は、別々に申請してよいか。 10
- 問8 支給或不支給が決定した場合、通知は送られてくるのか。 11
- 問9 審査の結果不支給となった場合、翌月に申請できるのか。 11

【5. 最大3カ月（3回）の給付について】

- 問1 令和3年度から最大3カ月（3回）の受給が可能とされているが、
どのような場合に複数回受給できるのか。 12
- 問2 2回目以降の受給のための書類提出は、いつまでにすればよいか。 12
- 問3 2回目以降の受給のための書類提出は、どのような書類が必要なのか。 12
- 問4 2回目以降の書類提出について、直近とはいつのことを指すのか。 12

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

○本給付金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活に苦慮する世帯に対し、今後の経済活動が家計に反映される間の一助となるよう、給付金を支給するものです。

あわせて、状況に応じて市の相談窓口等への案内を行うなど、今後の生活の不安解消につなげるものです。

【1. 申請について】

問1 申請場所、申請方法について伺いたい。

(答) 申請窓口は市役所栄町第二庁舎(栄町5-17)となります。

原則、必要書類をそろえて窓口での申請となりますが、申請には事前予約が必要となります。「会津若松市新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター」(以下「コールセンター」という。)にて予約の上お越しくください。なお、窓口での申請が困難な方は、P.5の「問11」をご覧ください。

・コールセンター TEL:0570-026263

問2 申請書類はどこで手に入るのか。

(答) 市役所地域福祉課、北会津・河東支所のほか、各市民センターにもあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。

問3 申請期間を教えてください。

(答) 申請期間は、令和3年9月30日までとなります(土日祝日を除く)。なお、受付時間は9:00~17:00です。

問4 収入確認書類とは、具体的に何が必要か。

(答) ○雇用されている方

・給与明細(減収前と申請日直近のもの)

※給与明細がない場合は、収入(総支給額)が分かるもの

○自営業の方

・帳簿等、収入(売上)や支出(経費)がわかる書類(減収前と申請日直近の月のもの)

○その他の収入事例

・失業等給付(雇用保険受給資格者証)

・児童手当振込通知書、児童扶養手当証書または振込通知書

・年金証書または振込通知書

※上記書類については、世帯の中で該当する方**全員分の提出が必要です**。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問5 新型コロナウイルス感染症にかかる他の給付金、貸付、融資なども、申請時の収入月額や預貯金額の対象となるのか。

(答) 下記の給付金や融資などは、収入・資産と見なさないため、確認書類の提出は不要です。なお、これらが預貯金残高に含まれている場合は、除いて計算いたします。

- 会津若松市
 - ・住居確保給付金
 - ・事業継続支援金
 - ・事業再開助成金
 - ・(新生児のための)子育て世帯臨時特別給付金
- 福島県
 - ・福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金
- 国
 - ・ひとり親世帯臨時特別給付金
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金
 - ・持続化給付金
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金
 - ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
 - ・家賃支援給付金
 - ・学生支援緊急給付金
 - ・特別定額給付金
- 社会福祉協議会
 - ・緊急小口資金貸付
 - ・生活福祉資金貸付

※上記の「○」は実施主体、「・」は事業名称

問6 減収前と直近の収入の比較は、具体的にどの月の収入を見るのか。

(答) 直近の収入は、申請月の収入です。申請月に給料日が未到来であったり、事業収入が月末にならないと確定しない場合は、前月の収入となります。

なお、減収前の収入は、**令和2年1月以降の任意の月の収入**となります。

問7 減収幅の基準はあるのか。

(答) 減収幅の基準はありません。

問8 収入・資産確認書類がない場合は申請できるのか。

(答) 原則、収入確認書類や通帳など、収入・資産状況を確認できる書類が必要です。紛失してしまった場合などは、発行元に再発行を依頼するなどにより、申請時にご持参ください。どうしても書類が揃えられない場合は、申請時に、窓口でその旨をお申し出ください。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問9 離職して収入がない場合は申請できるのか。

(答) 新型コロナウイルス感染症の影響により、自己都合によらず離職となった場合、離職票などの離職したことがわかる証明があれば申請は可能です。その場合も、減収前(離職前)の収入がわかる給与明細等が必要となります。

問10 申請は誰が行うのか。

(答) 原則、世帯主または同一世帯員からの申請となります。やむを得ない理由で世帯員の誰も申請ができない場合など、別世帯の方に申請をお願いする必要がある場合は、申請書裏面の所定の欄にその旨を記載の上、ご提出ください。受付後に確認、審査いたします。その際、必要に応じて委任者へ確認の連絡をさせていただく場合があります。

<別世帯で代理申請が可能な方>

法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)、親族や施設管理者など平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者

問11 申請は必ず窓口に行かないとできないのか。

(答) 世帯の収入状況の聞き取りや申請書類の確認などがありますので、原則事前予約の上、窓口での申請をお願いいたします。

なお、やむを得ない理由により窓口での申請が困難な場合は、市役所地域福祉課あてに申請書類を揃えて郵送してください。その際、後日、提出書類の確認等のため電話連絡することがありますので、申請書に電話番号を必ず記入してください。

- ・送付先 965-8601 会津若松市役所地域福祉課生活支援グループ あて
- ※住所の記載は不要です

問12 予約方法について教えて欲しい。

(答) コールセンター(TEL:0570-026263)に電話連絡のうえご予約ください。

問13 電話がない場合の予約方法について教えて欲しい。

(答) 直接、申請窓口(栄町第二庁舎(栄町5-17))にお越しください。なお、予約の方が優先となるため、お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問14 生計同一とはどのような場合をいうのか。

(答) 生計同一とは、収入や支出、すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となります。同一住所地に居住し社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係であると考えられますが、個々の実態に応じて総合的に勘案し認定されます。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問 15 年金受給者は申請できるのか。

(答) 本給付金については、新型コロナウイルスの影響を受け減収した方が対象となることから、年金収入（老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金など）のみの方につきましては該当となりません。

ただし、年金のほかに給与収入や事業収入がある場合、要件に該当すれば給付対象となる場合があります。

問 16 年金と給与収入がある場合、給与は総支給額で見ることとなっているが、年金については総支給額と振込額のどちらで申請するのか。

(答) 年金につきましても、介護保険料や国民健康保険料などが差し引かれる前の総支給額で収入月額を算出します。申請時には、減収前と直近の給与収入が分かる書類のほかに、年金の年金額改定通知書や振込通知書など、総支給額が分かる書類をご持参ください。

問 17 給与収入の中に交通費（通勤手当）が含まれているが、申請時の取り扱いはどうなるのか。

(答) 給与収入の場合、総支給額での申請となりますが、交通費（通勤手当）は除いて計算いたします。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせ Q & A

【2. 給付対象者について】

問1 給付の対象者について教えて欲しい。

(答) 下記のすべてに該当する方となります。

1. 会津若松市に住民票がある
2. 新型コロナウイルスの影響により減収した
3. 申請日直近の世帯全員の収入月額合計が基準額以下である（下表参照）
4. 申請日における世帯全員の預貯金の合計が基準額以下である（ 〃 ）
5. 生活保護世帯でない

(基準額)

世帯構成人数	月間収入合計額	預貯金合計額
1人	78,000円	468,000円
2人	115,000円	690,000円
3人	140,000円	840,000円
4人	175,000円	1,000,000円
5人	209,000円	1,000,000円
6人	242,000円	1,000,000円
7人	275,000円	1,000,000円
8人	308,000円	1,000,000円
9人	337,000円	1,000,000円
10人	366,000円	1,000,000円
11人	395,000円	1,000,000円

問2 ひとり親世帯臨時特別給付金を申請中だが、生活支援臨時特別給付金の給付が受けられるのか。

(答) 申請は可能ですが、ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付が決定した場合は、生活支援臨時特別給付金は不支給となります。

また、生活支援臨時特別給付金を受給した後、ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付受給が決定した場合は、生活支援臨時特別給付金は返還となりますので、まずはひとり親世帯臨時特別給付金が該当になるのかを、市子ども家庭課（39-1243）にてご確認ください。

問3 本市に居住しているが住民票がない場合、申請は可能か。

(答) 市内に住民票のある方のみ申請できます。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問4 外国人は給付対象となるのか。

(答) 国籍は問いません。要件に該当する場合は給付対象となります。

問5 生活保護申請中だが、本給付金は給付対象となるのか。

(答) 生活保護の決定した場合、申請日に遡って受給開始となりますので、生活保護申請後に本給付金も申請し、その後生活保護が決定した場合、本給付金の申請時点で生活保護を受給していることになるため、給付対象となりません。

なお、生活保護申請後、審査の結果却下となった場合や、申請者が申請を取り下げた場合は、他の要件に該当すれば給付対象となります。

問6 一時的に収入があり収入基準を超えた場合、申請はできないのか。

(答) 世帯全員の収入月額合計が収入基準を超える場合は、給付対象となりません。翌月の収入が減少し基準額以下となった場合は、他の要件に該当すれば給付対象となります。なお、その際は申請受付期間（令和3年9月30日まで）にご留意ください。

問7 令和2年度に生活支援臨時特別給付金を受給したが、令和3年度は再度申請できるのか。

(答) 令和2年度に本給付金を申請、受給された方は、令和3年度にあらためて申請することができます。

問8 令和2年度にひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を受給したため、本給付金の給付対象とはならなかったが、令和3年度は給付対象となるのか。

(答) 令和2年度の要件の一つである「ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付が受けられない」が削除され、令和3年度は、これまでひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を受給したことがある世帯も、本給付金の対象となります。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

【3. 給付について】

問1 給付の方法について教えて欲しい。

(答) 原則、申請書に記載いただいた世帯員の口座へ振込となります。

問2 申請後、どの程度の期間で給付されるのか。

(答) 申請の受付順に審査を行い、給付決定後に振込となりますが、申請から振込までは、概ね2週間程度を想定しています。なお、提出書類に不備や漏れがあった場合などは、確認や再提出等が必要となるため、給付が遅れることになります。

問3 給付額を教えてください。

(答) 給付が決定しますと、子育て世帯(※)は8万円、それ以外の世帯は5万円が支給されます。

(※) 18歳に達する日以降の最初の3/31までの子どもがいる世帯(子どもの心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)

問4 問3の中で「一定の障がい」とはどの程度を指すのか。

(答) 会津若松市における、特別児童扶養手当等の基準に準じて審査、判断いたします。具体的には、国民年金法による障害等級1級及び2級、身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部が該当いたしますので、申請時に障害認定診断書や身体障害者手帳、療育手帳をお持ちください。

問5 通帳がない場合の取り扱い。

(答) 市内金融機関または郵便局で、口座を開設してください。やむを得ない理由でどうしても口座開設が困難な場合は、申請時にご相談ください。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

【4. 審査について】

問1 新型コロナウイルスの影響による減収かどうかの判断について教えて欲しい。

(答) 申請時に、聞き取り及び確認書への記載により判断いたします。

なお、新型コロナウイルスの影響とは、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。

例えば、学校等の休業、イベント開催または外出等の自粛要請、入国制限による影響など、直接・間接を問わず、広く該当するものと考えられ、それらを要因として減収となった場合に該当することとなります。

問2 収入を証明する書類がない場合はどうしたらよいか。

(答) 申請時に、提出できない具体的な理由を申立書に記載し、提出していただいた上で審査となります。なお、確認のため勤務先に連絡をさせていただく場合があります。

問3 個人事業主の場合、収入はどのように計算したらよいか。

(答) 事業収入（売上等）から、事業にかかる支出（経費）を差し引いた金額を、事業における収入とみなします。なお、ほかに就労収入や公的給付等の収入がある場合は、それらすべてを合算した金額となります。

なお、帳簿等は、当該月の収支がわかる状態にしてからご持参ください。

問4 収入には、特別定額給付金も含まれるか。

(答) 特別定額給付金等の新型コロナウイルス感染症に関する給付金・融資等については、収入の計算には含みません。

問5 収入には、学生のアルバイトなども含まれるか。

(答) 高校生以下の学生の収入については、世帯の収入として計算しません。また、大学生については、生計維持者であれば本給付金の対象者となりますので、世帯収入の計算に含むこととなります。

問6 小さい子どもの通帳にある預金も資産として計算するのか。

(答) 世帯全員の預貯金により判断するため、資産として計算します。

問7 住所は同じだが、住民票上別世帯である場合は、別々に申請してよいか。

(答) 原則、住所が同じであれば生計同一世帯であるとみなし、別々の申請はできません。

なお、家賃や光熱水費、食費などの生活費の支払いが完全に世帯ごとに分離している場合については、詳細をお聞きした上で、別世帯として認定可能か審査いたします。

問8 支給や不支給が決定した場合、通知は送られてくるのか。

(答) 申請受付後に審査を行い、支給か不支給か決定後、通知を送付いたします。

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問9 審査の結果不支給となった場合、翌月に申請できるのか。

(答) 1回目の申請で不支給でも、翌月の収入状況等により支給となる場合も考えられますので、あらためて予約の上、再申請は可能です(一度でも給付が決定し受給した場合、再申請はできません)。

なお、再申請の際は申請期間にご注意ください。

・申請期間

令和3年9月30日(木)まで ※土日祝日を除く

【5. 最大3カ月(3回)の給付について】

生活支援臨時特別給付金関係問い合わせQ & A

問1 令和3年度から最大3カ月（3回）の受給が可能とされているが、どのような場合に複数回受給できるのか。

（答）2カ月（2回）目、3カ月（3回）目の受給のためには、初回申請時同様に、指定された日まで収入、資産に係る書類を提出していただき、その都度条件を満たす必要があります。

なお、2回目の書類提出の際、月収が増加するなど収入基準の要件を満たさなくなった場合などは、本給付金は終了となり、その月以降の給付はされません。また、その後の再申請はできません。

問2 2回目以降の受給のための書類提出は、いつまでにすればよいか。

（答）2回目の申請期限は、1回目の申請日の翌日から1カ月後まで、3回目の申請期限は、2回目の書類提出日の翌日から1カ月後までとなります。期限の最後の日が土日、祝日等の場合は、その翌日までとなります。

また、上記のそれぞれの日にちは給付決定通知書にも記載がありますので、通知が届きましたら必ずご確認ください。

＜例＞初回申請日が「令和3年4月7日（木）」の場合、2回目書類提出期限は本来なら5月8日ですが、当日が土曜日、翌日が日曜日のため、5月10日（月）となります。

問3 2回目以降の受給のための書類提出は、どのような書類が必要なのか。

（答）初回申請時同様、その時点で直近となる収入確認書類（給与明細や帳簿など）と、提出直前に記帳した通帳となります。なお、詳しくは1回目の申請が完了した際にお渡しする「給付状況確認書」の写しに記載してあります。

問4 2回目以降の書類提出について、直近とはいつのことを指すのか。

（答）2回目の書類提出の際は、1回目の申請の際に確認した月の収入の翌月分を確認します。資産については、書類提出直前に記帳した通帳等を確認します。

＜例＞初回申請時に4月分の収入を確認した場合

2回目の提出書類は5月分の収入状況が確認できるもの。3回目の提出書類は、6月分の収入状況が確認できるものとなります。